工場製作において配置する技術者については、上記⑷アに掲げる工事（製作のみでもよい）の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　詳細設計に係わる技術者として、次の基準を満たす者を配置するものとする。なお、詳細設計技術者は監理技術者又は主任技術者と兼務することができる。

・　１級土木施工管理技士を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

オ　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム水位低下設備外機械設備新設工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

競争参加者の資格に関する公示

洪水予測システム高度化業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年３月11日

近畿地方整備局長　東川　直正

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　業務内容

⑴　業務名　洪水予測システム高度化業務

⑵　業務内容　本業務は、近畿地方整備局管内の一級水系（全10水系）を対象として、流出モデルにＲＲＩモデルを用い、予測対象区間を指定区間に延伸した河川水位予測モデルの改良及び河川水位予測の試算等を行うものである。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和５年２月28日

2　申請の時期

令和４年３月11日から令和４年３月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時00分までとする。

なお、令和４年３月23日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は令和４年３月11日から近畿地方整備局において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、令和４年３月11日から令和４年３月22日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に洪水予測システム高度化業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たす者に限る。）の写しを添付し、持参若しくは郵送（必着。書留郵便に限る。）、電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。

また、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

＜持参・郵送の場合＞

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

＜電子メールの場合＞

（電子メールの送信先）

kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp

（電子メールの件名）

設計共同体申請書（洪水予測システム高度化業務）

（電子メール送信後の連絡先）

近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）令和２年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント業務等）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、洪水予測システム高度化業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、洪水予測システム高度化業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、洪水予測システム高度化業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。